

令和5年3月20日

佐渡市議会議長 近藤 和義 様

議会基本条例検討特別委員長 山本 卓

議会基本条例検討特別委員会中間報告書

本委員会に付託された事項について、会議規則第45条第2項の規定により、次のとおり中間報告する。

記

- | | | |
|---|------------|----------------|
| 1 | 本委員会への付託事項 | 議会基本条例制定に関すること |
| 2 | 活動状況 | 別紙のとおり(2頁) |
| 3 | 検討の概要 | 別紙のとおり(3~5頁) |
| 4 | 添付資料 | |

資料No.	資料名	内容	頁
資料1	佐渡市議会基本条例(案)	逐条解説付き	6
資料2	佐渡市議会申合せ事項 修正案(追加)	『公聴会・参考人制度の積極的活用』関係	21
資料3	佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則(案)	『学識経験者による専門的調査の積極的活用』関係	22
資料4	佐渡市議会パブリックコメント手続規程(案)	『議会のパブリックコメント関係』	23
資料5	佐渡市議会報告会等実施規程(案)	『議会報告会及び市民意見交換会関係』	26
資料6	佐渡市議会モニター設置規程(案)	『議会モニター制度』関係	30
資料7	佐渡市議会申合せ事項 修正案(追加)	『反問権』関係	33
資料8	佐渡市議会申合せ事項 修正案(追加)	『委員長報告等の標準化』関係	34

活動状況

回数	月日	内容	検討事項等
1	5月30日	第1委員会	各種資料の配付 議員研修会の開催について
2	6月14日	第2回委員会	議員研修会の質疑について
3	6月23日	議員研修会	江藤俊昭大正大学教授による研修会
4		第3回委員会	意見交換（議員研修会について） 今後の作業について
5	7月7日	第4回委員会	正副委員長案の提出・意見交換
6	7月15日	第5回委員会	正副委員長案の提出・意見交換
7	7月19日	第2分科会	内容の精査・逐条解説の作成
8	7月26日	第3分科会	内容の精査・逐条解説の作成
9	7月27日	第1分科会	内容の精査・逐条解説の作成
10	8月1日	第2分科会	内容の精査・逐条解説の作成
11	8月9日	第6回委員会	逐条的に確認・調整
12	8月30日	第7回委員会	逐条的に確認・調整
13	9月26日	第8回委員会	会派・無会派に対する説明及び意見交換
14	9月27日	第9回委員会	
15	10月7日	第1分科会等	内容調整
16	10月14日	第10回委員会	逐条的に確認・調整
17	10月26日	第11回委員会	逐条的に確認・調整 委員長報告等の標準化について
18	12月5日	第12回委員会	逐条解説案を一旦確定 委員長報告の標準化について確認 逐条解説修正案を全議員へ周知
19	1月30日	第13回委員会	条例施行に伴う諸制度の運用について
20	2月17日	第14回委員会	条例施行に伴う諸制度の運用について 中間報告の確認
21	3月3日	第15回委員会	条例施行に伴う諸制度の運用について 中間報告の確認
22	3月20日	議員懇談会	説明会
23	3月23日	R5年2月定例会	中間報告

検討の概要

1 佐渡市議会基本条例(案:逐条解説付き) 資料 1

2 施行期日 令和 5 年度中(予定)

3 同条例施行により実施される諸制度について

(1) 公聴会・参考人制度の積極的活用

公聴会は、本会議及び委員会において議案の審査等の参考にするために関係者から意見を聞く制度であり、参考人は、公聴会を簡略化した制度である。

佐渡市議会基本条例(案)第 3 条第 4 号において、本制度を積極的に活用するよう規定しているが、これは、委員会において、請願・陳情の審査にあたり参考人招致の必要性を検討することを指している。

本件については、議会申合せ事項への記載が必要なため、各派代表者会議に諮って決定する予定である。(資料 2)

(2) 学識経験者による専門的調査の積極的活用

本制度は、議会が、議案の審査等に関する専門的な調査を大学教授やコンサルタント会社などに委託できる仕組みである。

佐渡市議会基本条例(案)第 3 条第 4 号において、本制度を積極的に活用するよう規定している。

具体的な手順としては、委員会が審査等において専門的調査が必要と判断したとき、議会運営委員会に諮った上、本会議に必要事項を記載した議案を発議して、議決により決定するものである。

本制度は、施行にあたり、会議規則の改正が必要なため、議会運営委員会に諮って決定する予定である。(資料 3)

(3) 議会の附属機関

附属機関とは、『執行機関の附属機関』とも呼称され、一般的には、執行部が、審査、諮問又は調査等のために設置した機関を指している。

しかし、近年では、議会においても条例を制定すれば設置可能と法解釈

されるようになっていることから、佐渡市議会基本条例(案)第5条において、必要があれば設置できるよう規定している。

具体的な手順としては、議員又は会派において、議案の審査等のために附属機関の設置が必要と判断したとき、当該設置条例を発議することについて、各派代表者会議等に諮って決定するものである。

(4) 議会のパブリックコメント

議会のパブリックコメントについては、佐渡市議会基本条例(案)第8条第4項において、重要な条例の制定等にあたり実施するよう努めるものと規定している。

本制度の具体的な内容は規程に定めるものとし、当該規程は議会運営委員会に諮って制定する予定である。(資料4)

(5) 議会報告会及び市民意見交換会

議会報告会及び市民意見交換会は、市民に対して議会活動の報告及び意見交換の場を設けて、市民の議会活動に対する理解を深め、市民の声を施策に反映するよう努めるための仕組みである。佐渡市議会基本条例(案)第9条において規定している。

本制度の具体的な内容は規程に定めるものとし、当該規程は議会運営委員会に諮って決定する予定である。(資料5)

(6) 議会モニター制度

議会モニターは、議会活動を傍聴していただける市民を募り、当該意見を議会運営委員会で協議すること等によって議会運営に資する仕組みである。佐渡市議会基本条例(案)第10条第3項において、設置できるものとして規定している。

本制度の具体的な内容は規程に定めるものとし、当該規程は議会運営委員会に諮って決定する予定である。ただし、当委員会内に慎重な意見もあることから、現段階では開始時期は未定としている。(資料6)

(7) 反問権

佐渡市議会における反問は、議員の質問又は委員の意見に対して、市長又は行政委員会の長が、趣旨、根拠又は考え方を問い合わせ直すものとして定義

した。(佐渡市議会基本条例第11条第2項、逐条解説)

反問の実施にあたり、議会申合せ事項への追記が必要なため、各派代表者会議に諮って決定する予定である。(資料7)

(8) 委員長報告等の標準化

今般、諸般の検討の過程において、佐渡市議会の委員会審査報告書及び委員長報告は、他市の事例に鑑みて、特異な形態であることを確認した。

本来、前者は、委員会が議決結果を議長へ報告する文書を指し、後者は、委員会の経過等を本会議で報告することを指すものであるが、佐渡市議会においては、両者を同一化しているほか、内容的にも、表決に意見を付すなど、会議規則上のあり様と乖離している点が多い。

協議の結果、当委員会としては、これを標準化すべきものと思料したが、議会申合せ事項の修正等が必要なため、議会運営委員会に諮って決定する予定である。(資料8)

目次

前文

第1章 総則（第1条、第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第7条）

第3章 市民と議会との関係（第8条—第10条）

第4章 議会と市長等との関係（第11条—第15条）

第5章 議会の組織（第16条—第19条）

第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第20条—第22条）

第7章 見直し手続等（第23条、第24条）

附則

佐渡市議会基本条例(案:逐条解説付き)

令和●年●月●日

条例第●●●号

佐渡市は平成16年3月1日に1市7町2村が一つに対等合併し、トキと共生する自然、金銀山に象徴される歴史や文化を有する離島の自治体である。少子高齢化が進む中で、多様性あふれる素晴らしい佐渡を次世代に継承し、発展させていかなければならない。

地方議会は、二元代表制の一翼として、執行機関に対して、監視と政策提案機能など持てる権能を十分に駆使し、活力と責任ある議会活動が求められている。

佐渡市議会は、主権者である市民との協働のもと、市民の意思を市政に反映し、合議制の機関としての特性を最大限生かしていくため、透明性、公平性及び公正性の保持、積極的な情報の公開や政務活動を行いながら、市民参加による自治の拡充を図り、住民福祉の向上に努め開かれた議会を目指す責務が求められている。

よって、佐渡市議会は市民の主権による自治の推進を図り、不断の議会改革を進めながら、全力で市民の負託に応えていくことを決意する。ここに議会及び市議会議員の活動原則等の基本的事項を定め、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

【解説】

○ 地方分権の推進により、地方自治においては主権者たる市民（住民）の意向が強く反映される議会運営を行うことが求められています。

地方議会においては、執行者との対抗並びに政策提言・提案を積極的に行い、議員間の積極的な討議を通じて議員の資質の向上や議会の

活性化を図りながら、政策形成機能を強化していかなければなりません。

基本的には、地方自治法等の遵守とともに、情報公開・市民参加を通じて、議会としての役割である市民の福祉向上の義務を使命として果たしていく議会運営の過程をルールとして定めたのが議会基本条例です。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、佐渡市議会（以下「議会」という。）及び佐渡市議会議員（以下「議員」という。）について、活動の活性化及び充実のために必要な議会運営の基本的事項を定めることにより、佐渡市民（以下「市民」という。）の負託に応え、市民の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

- 本条例が、単に追認的な議会運営とならぬよう、議会の活性化や不断の議会改革を行っていくことなどを第一の目的とし、ひいては、市民の負託に応えて、市民全体の福祉の向上と市勢の発展に寄与することを最終的な目的としていることを定めたものです。

(最高規範性)

第 2 条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図るものとする。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、改選後、速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

【解説】

- 本条は、本条例が議会における最高規範であることを明らかにするものです。
- 第 2 項は、選挙の後、一部の議員が入替わることがあっても、本条例を議会全体の共通認識とできるよう、改選の度に全議員に対し研修を行うことを義務づけたものです。

第 2 章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行うとともに、議員間における討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。
- (2) 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市民の意見の把握に努め、開かれた議会運営を行うものとする。
- (3) 議会は、市政運営の監視及び評価を行うとともに、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。
- (4) 議会は、議案等の審査又は調査に当たり必要があると認めるときは、公聴会、参考人並びに学識経験者等による専門的調査などの制度を積極的に活用するものとする。
- (5) 議会は、継続的に議会改革を推進するものとする。
- (6) 議会は、議会の機能を保持し、円滑な議会運営を実現するため、予算の確保に努めるものとする。
- (7) 議会は、審議及び政策提言の能力を高めるため、先進自治体等に対する研修並びに専門家及び有識者による研修会を積極的に実施するものとする。

【解説】

- 第1号は、議会運営は民主的であることを基本とし、加えて効率的な運営を行っていくことを定めたものです。議会運営は公平・公正が大前提であるとともに、効率的な運営が求められます。また、議会は、言論の府・合議制の機関として、様々な考えを持っている議員同士が積極的に話し合い、合意形成を図っていくことを原則とすることを定めています。
- 第2号は、議会は、公平・公正な議会運営を行うとともに、その活動状況等を積極的に公開するなど、透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すことを定めています。
- 第3号は、議会は、審議などを通じて市長等の執行機関による市政運営を監視し、政策立案等を行うことを定めています。
- 地方自治法では市民の声を聴取し議案等の審査を深めるための諸制度が規定されています。第4号では、それらの制度の積極的活用を定めています。

① 公聴会制度

- ・ 本会議及び委員会において、予算その他重要な議案及び請願等の審査にあたり、広く利害関係者又は学識経験者等（「公述人」という。）からご意見を聞いて、審議等の参考にするための制度です。公聽会は、概ね次の手順により実施します。

公聽会を開く決定（本会議又は委員会の議決）



公示（事件名、場所等）



公述人の決定（本会議又は委員会の議決）



公聽会

- ※ 実施に至るまで2度の議決が必要なこと、公示期間が必要なこと、及び賛否両論があるときは公述人が偏らないよう配慮することなどが会議規則等に定められているため、一定の期間が必要です。本会議にあっては定例会の会期を長くしたり、委員会においては案件を閉会中の継続審査にしたりするなどの措置が必要です。

② 参考人制度

- ・ 本会議及び委員会において、調査又は審査のため必要なとき、特定の者（参考人）にお出でいただきて意見を聞く制度で、公聽会制度を簡略化した仕組みと言えます。
- ※ 本会議及び委員会の決定（議決）の後、議長が当該参考人に日時等を通知し、後日実施します。

③ 専門的事項に係る調査

- ・ 議案の審査等のために必要な専門的調査を、大学教授やコンサルタント会社などに委託して行うことができます。議会は、当該調査報告を参考にすることで、当該審査又は調査をより深めることができます。
- ・ 調査委託にあたり、調査事項、調査期間、付託する者の氏名、必要な予算などを本会議で議決する必要があることから、実務上は、閉会中の継続審査（調査）の手続きが必要になります。

- 第5号は、市民の意見や社会情勢の変化等を踏まえて、不断の議会改革に努めることを定めています。

佐渡市議会における『議会改革』とは、本条例の目的である『市民の負託に応え市民福祉の向上並びに市政の発展に寄与する議会の実現』のための、改善の積み重ねを意味します。個々の改善は、原則的には、議会が全会一致に至るまで討議されたうえ、決定されます。

- 第6号は、議会は、本条例の目的実現のため必要な予算を確保し、議会の機能を高めようとする姿勢を定めたものです。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議員は、議員間の自由な討議を重んじるとともに、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識すること。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- (3) 市政に関する必要な調査研究を行い、政策立案及び政策提言を行うよう努めること。
- (4) 議会活動及び市政に関する自らの考えについて、市民への説明責任を果たすこと。
- (5) 市民の福祉向上を目指し、市政全体を見据え、普遍的な利益のために活動すること。
- (6) 高い倫理観を持って、誠実にその職務を遂行し、自らの言動等に責任を持つこと。
- (7) 不断の研鑽に努め、自己の資質を高めること。

【解説】

- 本条は、議員同士の自由で活発な議論（自由討議）を展開し、議会の活性化を図ることなど、議員活動の諸原則を定めたものです。

(附属機関の設置)

第5条 議会は、議会の諸活動に関する審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を置くことができる。

【解説】

- 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき執行機関におくことができる附属機関（審査会、審議会、諮問又は調査のための機関）のように、市民の声をより広く反映させることに繋がるものとして、当該附属機関を設置する条例を制定することにより、議会に附属機関を置くことができるよう定めたものです。

詳細は、実施にあたり、本条例とは別に定めて決定します。

(災害時の議会対応)

- 第 6 条 議会としての災害対応は、いかなる災害においても、市長の招集等に応じて議会活動を行うことを本分とする。
- 2 議長は、いかなる災害においても、市が提供する災害情報を一元管理し、議員へ周知するものとする。
 - 3 議員は、いかなる災害においても、可能な範囲で、各地域における災害対応に積極的に従事するものとする。

【解説】

- 本条は、災害における議会及び議員の基本姿勢を明確化したもので
す。災害対応は一義的には市の領分ですから、議会としての災害対応
は、原則的には、市の要請に応じて議会活動（本会議、委員会及び協
議等の場）を行うことにあり、第 1 項はそのことを明確化したもので
す。市長から提案される議案は、市民生活に直結する補正予算なども
含んでいますから、いかなる災害においても、議会は議会活動を最後
まで行う責任があります。

そのため、佐渡市議会では、議員は『佐渡市議会における災害発生
時の対応要領』に則って、議長の統制のもと災害対応するよう定め
ています。（第 2 項・第 3 項関係）

- 第 2 項は、議会としての災害情報の管理について述べたものです。
災害情報は、市から議長（議会事務局）のもとへ提供されたうえ、全
議員へ周知されます。
- 第 3 項は、地域における災害対応への議員の関り方を述べたもので
す。議員は市民の代表ですから、災害時には、議会活動に影響のない
範囲で、積極的に地域の災害対応に協力することが期待されています。
- 佐渡市議会としての災害時の対応は、佐渡市議会における災害発生
時の対応要領や佐渡市業務継続計画に定めているほか、必要に応じて、
別に定めて決定します。

(議長の責務)

第7条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならぬ。

【解説】

議長は、議場の秩序保持や議事整理など、大きな権限を有していることから、全議員に対し、中立・公正な立場でその職務を行うとともに、議会の品位を保ち、民主的、効率的な議会運営を行うことを責務としたもので

す。

第3章 市民と議会との関係

【解説】

○ 第3章は、「市民と議会」のあり方を整理・定義するとともに、新しい議会像の柱である市民との「協働型議会」の基本を示し、議会活動への市民参加のルールを明確にしています。

本条例における「協働型議会」とは、市民参加の機会を多様に設けることで広く市民の声を聴取し、それを可能な範囲で施策に反映するよう努める議会の姿を指しています。

(市民参加及び協働)

第8条 議会は、市民参加の機会を多様に設けて、市民との協働を推進するよう努めるものとする。

- 2 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて、当該請願者又は陳情者の意見を聞くよう努めるものとする。
- 3 議会は、市民の意見及び専門的知見を審議に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の活用に努めるものとする。
- 4 議会は、重要な条例の制定、改正若しくは廃止又は政策等を提言しようとするときは、市民の意見を聞くために必要な措置を講じて、当該意見に対する議会の考え方及び結果を公表するよう努めるものとする。
- 5 議会は、本会議及び委員会について、市民等の傍聴を促進するよう努めるものとする。

【解説】

- 議会は限られた期間で結論を出さなければならない機関であるからこそ、その意思決定の過程に、地方自治法に基づく形式以外にも様々な市民参加の機会を設けることにより、市民の意見を十分に反映した議会運営を推進するよう定めたものです。
- 第2項は、請願権にもとづく請願・陳情の審査を充実させるため、必要に応じて請願者・陳情者の意見を直接聴くことにより、請願・陳情を市民からの提言として受けとめるよう定めたものです。
- 第3項は、議会の審議に市民の意見や専門的知見を反映させるため、地方自治法に基づく制度である公聴会及び参考人制度を積極的に活用するよう定めたものです。
- 第4項は、議会が条例の制定、改廃及び政策等を提言する際は、市民の意見を聴き、当該内容をより充実させるよう定めたものです。
詳細は、本条例とは別に定めて決定します。
- 第5項は、開かれた議会とするために、市民の傍聴を多様な手段で促進するよう定めたものです。

(市民意見交換会等)

第9条 議会は、議案等の審議及び審査の内容について市民に報告する場として議会報告会を開催し、また、市政について市民と積極的に意見を交換する場として市民意見交換会を開催することができる。

【解説】

- 議会の審議・審査内容を報告する議会報告会をはじめとする審議及び審査状況の公開を一層拡大するとともに、市政について市民の意見を反映させるための市民意見交換会を開催できるよう定めたものです。
- 詳細は、本条例とは別に定めて決定します。

(議会の広報及び公聴の充実)

第10条 議会は、議会の諸活動について、広く市民に周知するよう努めるものとする。

- 2 議会は、市民が議会における意思決定に関わる重要な情報や、討議を含む審議過程等の決定経過及び、結果に関する情報を入手することができるようケーブルテレビの利用、インターネットの利用、議会広報紙の

発行やその他の方法により、広報の充実に努めなければならない。

- 3 議会は、市民の意見を広く聴取し議会活動に反映させるため、議会モニターを設置することができる。

【解説】

- 地方自治法には、議会が広報を行うことの根拠となる条文はありません。市民が議会活動の実態を知るための手段としては、会議録の閲覧と本会議等の傍聴などが担保されているだけで、実際には、当該議会の自主的な取組みに委ねられているのが現状です。
ゆえに、本条は、議会がその活動を広く市民に周知し市民の知る権利をサポートするよう努めることについて定めたものです。
- 第2項は、議会は、できるだけ様々な方法により議会活動を広報するよう定めたものです。技術の革新は日夜目覚ましいものがあり、今後も様々なメディアが出現することが予見されますが、先進的かつ柔軟に対応するよう努めます。
- 第3項は、議会モニター制度による市民意見の反映等を定めたものです。詳細は、本条例とは別に定めて決定します。

第4章 議会と市長等との関係

【解説】

- 第4章は、市長と議会の関係のありようについて規定した章です。議会が、市政の問題点などを明らかにするために議案の審査等を十分に行えるよう担保することで、市政運営への責任及び市民への説明責任を果たせるよう規定したものです。
特に、一般質問や質疑において首長の反問権を定めることにより政策論戦を深めることや議会として条例の制定、議案の修正、決議等を通じて積極的に政策提言及び政策立案を行うことを規定したものです。

(執行機関との関係)

- 第11条 議会は、執行機関との対等な緊張関係を常に保持し、事務の執行の監視及び評価その他の議決機関としての責務を果たしていくものとする。

- 2 市長及び行政委員会の長は、本会議及び委員会において、議員の質問又は意見に対し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

【解説】

- 第1項における「執行機関」とは、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員などを指します。「議決機関」である議会に対して用いられる用語で、分りやすくいうと、議会を除く「市役所」の組織全体です。
- 第2項は、議員の発言（※1）に対して、首長との政策論戦を深めるため、答弁者の反問権（趣旨、根拠又は考え方を確認するため問い合わせ直す権利）を定めたものです（※2）。

※1 議員の発言…質問と意見

『質問』とは、議会の本会議において、市の行政全般について議員に認められる発言で、一般質問及び代表質問の形式で行われています。一方、議会の委員会においては、議案等について、議員（委員）は、議案に対する質疑のほかに『意見』を自由に発言することが認められています。

※2 一部の市議会にみられるような、議員発議に対する執行部の反論は含めていません。

(政策等の形成過程の説明要求)

- 第12条 議会は、議案、重要な計画等について、市長等に対し、必要な情報を探るためにするよう求めるものとする。
- 2 議会は、市長が議決事件に含まれない重要な計画等を策定又は変更するときは、あらかじめ、市長に対し、議会の意見を聴く機会を設けるよう求めるものとする。

【解説】

- 第1項は、議会は、議案審査等に関し、必要な資料を要求し、審査の充実に努めるよう定めたものです。なお、提出された資料は議会全体で共有されるものであることから、要求にあたっては、できるだけ重複などないよう整理するものとします。
- 第2項は、議会は、本会議で扱われる案件（議決事件）以外の案件についても、議会が必要と認めたものについては、議員全員協議会等を開催して、市長に対し説明を求めるよう定めたものです。

(政策立案及び政策提言)

第 13 条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて市長に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

【解説】

- 議会は、議案の審査にあたっては、執行機関の追認機関とならず、市民のため必要と思われる提案を行うよう定めたものです。

(地方自治法第 96 条第 2 項の議決事件)

第 14 条 議会と執行機関がともに市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、総合計画基本構想のほか、市政における重要な計画、提携及び協定のうち、議会が必要と認めるものについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づく議決事件として別に条例で定めるものとする。

【解説】

- 通常の議案（予算、決算、条例等）以外の案件であっても、議会が、議案として審査すべきと判断すれば、地方自治法の規定により、議案として取扱うことができるようになります。
具体的には、所定の協議を経て、佐渡市議会の議決すべき事件に関する条例に当該案件を盛り込むことにより、本会議で議決することができるようになります。

(附帯決議)

第 15 条 議会は、本会議において可決した附帯決議について、執行機関に対し最大限尊重することを求めるとともに、当該附帯決議に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。

【解説】

- （本件は、議会運営委員会において別途協議する予定）

第 5 章 議会の組織

(委員会)

第16条 委員会は、議案の審議等について、委員間討議を保障した運営を行うとともに、議会の政策立案及び政策提言につながるよう努めなければならない。

- 2 常任委員会は、精力的に所管事務調査を行うものとする。
- 3 委員会は、その所管する議案等の審査を行った結果、審議経過を報告するとともに、必要と認めるときは、委員会として意見を付すことができるものとする。
- 4 委員長は、委員会の議事整理や秩序の保持について、その責務を果たさなければならない。

【解説】

- 委員会には常に設置されている常任委員会、議会運営委員会と議案審査等のために一定の期間設置する特別委員会があります。
 - 第1項は、委員会では、議案や請願等を審議し、可否等の結論を出す過程で、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を十分に行い、合意形成に努めることを規定しています。
- また、委員間討議の結果、意見集約がなされた事項については、市長等に対して政策として提言したり、議案の修正案を提出したりするなど、実際の施策に結びつけるよう定めています。
- 第2項は、委員会の所管事務について積極的に調査研究を行うことで、課題に素早く対応し、政策提言等に反映させることができるよう定めています。
 - 第3項は、議案の採決にあたり、その可否だけでは委員会としての意見が十分に表明できない場合、委員会審査報告の中に意見を付すことができるよう定めています。※

※ 今後、議会運営委員会において別途協議する予定

(会派)

第17条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、同一の理念を有する議員で構成し、政策立案、政策決定に関し、議論を尽くして合意形成に努めるものとする。
- 3 議長は、円滑な議会運営のための各会派の協議等の場として、各会派の代表者からなる会議を開催することができる。

【解説】

○ 第2項では、会派について、同一の理念を共有する議員で構成し活動するものと位置づけています。

○ 第3項では、各会派の協議等の場として各会派の代表者から成る各派代表者会議を規定しています。

会派は、議会の円滑な運営に努めるとともに、政策立案、政策提言等に関して、必要に応じて他の会派との合意形成に努めることとしています。

(議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化を図るものとする。

2 議会事務局の職員は、議会活動を補佐するのみにとどまらず、議会の使命を果たすべきことを自任し、職務に当たるものとする。

【解説】

○ 第1項では、議会事務局について、議会事務に従事し、議会活動を補佐する組織として位置づけています。また、議会がその権能を十分発揮できるよう、事務局の機能を充実・強化することとしています。

○ 第2項では、議会事務局職員は市職員が出向というかたちで議会に携わっていますが、議会の活性化、充実、発展を心がけて事務にあたるよう定めています。

(議会図書室)

第19条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

2 議会図書室は、誰でも利用することができるものとする。

【解説】

○ 第1項では、地方自治法の規定に基づく議会図書室について、議員の調査研究に資するため、図書、資料等の充実を図るよう定めています。

○ 第2項では、議会図書室の書籍は、市民も閲覧できることとしています。

第 6 章 議員の政治倫理、身分及び待遇 (議員の政治倫理)

第 20 条 議員は、佐渡市議会議員政治倫理条例（令和元年度 9 月 27 日条例第 14 号）を遵守するものとする。

【解説】

- 本条は、佐渡市議会議員政治倫理条例により、議員としての責務と倫理基準を定めており、議員は、この内容を遵守する義務があることを規定しています。

(政務活動費)

第 21 条 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、政務活動費を適正に活用し、積極的に調査研究を行わなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、政務活動費の執行に当たっては、佐渡市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 16 年 3 月 1 日条例第 5 号）を遵守し、市民への説明責任を果たさなければならない。

【解説】

- 会派または議員が政務活動費を適正に活用し、積極的に調査研究を行うことを定めていますが、使途基準に従った適切な執行でなければなりません。また、市民に対して使途の説明責任があることを定めています。本市議会では、政務活動費に関して、収支報告書、すべての支出にかかる領収書、視察研修報告書等の写しを公開しています。

※ 政務活動費

地方自治法第 100 条第 14 項の規定に基づき、条例で定めるところにより、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に交付されるものです。

(議員定数等)

第 22 条 議員の定数及び報酬（以下「議員定数等」という。）は、別に条例で定める。

2 議会は、議員定数等の見直しに当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状、課題並びに市民の意見等を十分考慮するものとする。

【解説】

- 議員の定数については、佐渡市議会議員の定数を定める条例で議員定数が定められています。今後、改正に当たっては、慎重な調査を行うとともに、市民意見の聴取に努めなければならないことを規定しています。
- 議員の報酬については、佐渡市特別職報酬等審議会の審査を踏まえて決定され、佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に規定されます。

第 7 章 見直し手続等

(検証及び見直し)

- 第 23 条 議会は、年 1 回、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。
- 2 議会は、前項の検証の結果、改善の必要があると認められる場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとし、見直した場合には、当該検討経過等を市民に明らかにするものとする。

【解説】

- この条例が制定された後、この条例の目的が達成されているかどうかについての検証を年に 1 回行うことと、必要であれば条例の改正を含めて適切な措置を講じることとしています。

(委任)

- 第 24 条 この条例に定めるほか、本条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和 ● ● 年 ● 月 ● 日から施行する。

佐渡市議会申合せ事項 修正案(追加)

15 請願・陳情に関する事項

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 参考人招致について

請願・陳情は、付託された常任委員会において、参考人招致の是非について、検討するものとする。

(以下、略)

佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

佐渡市議会会議規則の一部を次のように改正する。

第9章を第8章とし、第166条を第167条とし、第8章の次に次の二章を加える。

第9章 専門的事項に係る調査

（専門的事項に係る調査）

第166条 法第100条の2の規定による議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等に委託しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 前項の規定により調査委託を決定するに当たっては、調査事項、調査期間、調査を行う者の氏名その他必要な事項を明らかにしなければならない。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

○佐渡市議会パブリックコメント手続規程(案)

(目的)

第1条 この告示は、佐渡市議会（以下「議会」という。）のパブリックコメント手続について必要な事項を定めることにより、市民参加の機会を拡大し市民との協働を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 議会のパブリックコメント手続 議会の重要な条例の制定、改正若しくは廃止又は政策提言（以下「重要な条例等」という。）に当たり、その趣旨、内容その他必要な事項を公表し、当該案について市民等から寄せられた意見及び情報（以下「意見等」という。）に対する議会の考え方を公表する一連の手続（以下「議会のパブリックコメント手続」という。）をいう。

(2) 市民等 次に掲げるものをいう。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- ウ 市内の事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- エ 市内の学校に在学する者
- オ 重要な条例等に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

(対象)

第3条 議会のパブリックコメント手続の対象となる重要な条例等は、次に掲げるものとする。

(1) 佐渡市議会基本条例（令和5年佐渡市条例第1号）、佐渡市議会議員政治倫理条例（令和元年佐渡市条例第14号）、佐渡市議会議員の定数を定める条例（平成18年佐渡市条例第72号）、佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年佐渡市条例第49号）並びに佐渡市議会個人

情報保護条例（令和5年佐渡市条例第 号）の改正若しくは廃止で、議会運営委員会又は各派代表者会議による合意に基づいて当該議案の提出が予定されているもの。ただし、迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なものと除く。

- (2) 前号に定めるもののほか、議会運営委員会又は各派代表者会議において、特に議会のパブリックコメント手続を実施する必要があると認められるもの。

(重要な条例等の公表)

第4条 議会は、重要な条例等の提案を行う場合には、当該意思決定を行う前に、当該案を公表しなければならない。

2 議会は、前項の規定により重要な条例等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 重要な条例等の名称、趣旨、目的及び背景等
- (2) 重要な条例等の概要
- (3) 前2号に掲げるもののほか、重要な条例等の案の内容を説明するために必要な資料

3 議会は、前2項の規定により公表する内容が相当量に及ぶときは、公表する内容の全部の閲覧方法を明示した上で、当該内容の一部を省略して公表することができる。

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、市民に周知されるよう努め、次に掲げる方法等により行うものとする。

- (1) 議会のホームページへの掲載
- (2) 議会事務局における閲覧

(意見の提出期間等)

第6条 議会は、重要な条例等の案の公表日から起算しておおむね30日程度の期間を設け、意見等の提出を受けなければならない。

(意見提出の方法)

第7条 議会は、次に掲げる方法により、案に対する市民等からの意見等を受

付けるものとする。

- (1) 議会事務局への提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール

2 議会は、市民等からの意見提出を受ける際には、住所、氏名（法人その他
の団体にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）その他必要事項の記載を
求めるものとする。

（個人情報の保護）

第8条 議会は、収集した個人情報については、佐渡市議会個人情報保護条例
(令和5年佐渡市条例第 号)に基づき、適切に取り扱うものとする。
(意見等の取扱い)

第9条 議会は、提出された市民等の意見等を考慮して意思決定を行うものと
する。

2 議会は、提出された意見等の概要並びにその意見等に対する議会の考え方
及び計画等を修正したときは、その内容を公表するものとする。

3 第5条の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

（実施状況の公表）

第10条 議長は、定期的に議会のパブリックコメント手続の実施状況を取りま
とめ、公表するものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、議会のパブリックコメント手続に関し
必要な事項は、議会が別に定める。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

佐渡市議会報告会等実施規程(案)

(趣旨)

第1条 この告示は、佐渡市議会基本条例（令和5年佐渡市条例第 号）第9条第1項の規定に基づき実施する議会報告会及び市民意見交換会（以下「議会報告会等」とする。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(開催に関する事項)

第2条 議会報告会等は、年1回以上開催すべきものとする。

2 議会報告会等の開催について、議会基本条例検討特別委員会は、次に掲げる事項を検討し、当該結果を議長へ報告するものとする。

(1) 開催時期

(2) 開催場所

(3) 開催内容

(4) 出席議員及び役割分担

(5) 周知の方法

(6) 議会報告会にあっては報告事項、市民意見交換会にあっては主題

3 議長は、前項第1号から第6号までに掲げる事項について、議会基本条例検討特別委員会の報告内容を踏まえ、各派代表者会議に諮って決定するものとする。

(議会報告会における報告事項)

第3条 前条第2項第6号に規定する議会報告会の報告事項は、次に掲げるものとする。

(1) 議決の概要

(2) 議会の活動状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

(市民意見交換会における主題)

第4条 第2条第2項第6号に規定する市民意見交換会の主題は、次に掲げるものとする。

- (1) 市政に関する事項
- (2) 議会運営に関する事項
- (3) 市民生活に関する課題
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項
(役割分担)

第5条 議会報告会等の出席議員が分担する役割は、おおむね次のとおりとし、分担は、議会基本条例検討特別委員会において調整するものとする。

- (1) 司会
- (2) 報告
- (3) 記録
- (4) その他議会報告会等の運営等に必要と認められる役割

2 議会報告会等における市民からの質疑及び意見については、出席議員全員で対応するものとする。

3 議会報告会等の庶務(会場予約、資料印刷及び周知等)は、議会事務局が担当する。

(発言内容)

第6条 議会報告会等においては、出席議員は、議会が合議体であることを踏まえ、私見を挟まず発言するものとする。

(議会報告会等の資料)

第7条 議会報告会等の資料は、議会基本条例検討特別委員会において作成するものとする。

(議会報告会等の記録)

第8条 議会報告会等の記録役は、議会報告会等の要点を記録し、速やかに報告書(様式第1号)にとりまとめて、議会基本条例検討特別委員会に提出するものとする。

2 議会基本条例検討特別委員会は、前項の報告書を議長に提出するものとする。

(執行機関に対する要望等の報告)

第9条 議長は、議会報告会等において執行機関が処理すべき要望等が提出されたときは、これを取りまとめ、速やかに執行機関に情報提供するものとする。

(議員派遣の手続き)

第10条 議会報告会等の開催にあたり、佐渡市議会会議規則第165条の規定により、議員派遣の手続をとるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、議会基本条例検討特別委員会において協議し、当該意見を踏まえ、議長が各派代表者会議に諮って決定するものとする。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

第1号様式(第8条関係)

議会報告会及び市民市民意見交換会報告書

年　月　日

佐渡市議会議長 様

記録役

佐渡市議会報告会等実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。

開催日時	
開催会場	
開催内容(報告事項又は 主題を含む)	
出席議員	
参加人数	
主な意見・提言等	

佐渡市議会モニター設置規程(案)

(設置)

第1条 佐渡市議会は、佐渡市議会基本条例（令和5年佐渡市条例第 号）第10条第3項の規定に基づき、市民の意見を広く聴取し議会活動に反映させるため、佐渡市議会モニター（以下「市議会モニター」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に居住する者をいう。
- (2) 会議等 市議会の本会議、常任委員会及び特別委員会をいう。

(定員)

第3条 市議会モニターの定員は、20人以内とする。

(資格)

第4条 市議会モニターは、年齢満18歳以上の市民であり、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 国又は地方公共団体の議会の議員でないこと。
- (2) 国又は地方公共団体の常勤の職員でないこと。
- (3) 市の行政委員会の委員でないこと。

(職務)

第5条 市議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 会議等（非公開で行われるものを除く。）を積極的に傍聴（ケーブルテレビ及びインターネット視聴含む。）し、当該会議等の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 「佐渡市議会だより」及び「佐渡市議会ホームページ」に関する意見を

文書により提出すること。

- (3) 議長が依頼した調査事項に回答すること。
- (4) 市議会議員と年1回以上、意見交換を行うこと。
- (5) その他議長が必要と認めること。

(提出された意見の処理)

第6条 議長は、市議会モニターから意見が提出されたときは、当該意見への対応について、議会運営委員会に諮問するものとする。

- 2 議会運営委員会は、前項の規定による諮問の結果を取りまとめ、議長に答申するものとする。
- 3 議長は、前項の規定による答申を踏まえ、当該意見に対する対応を、市議会モニターに通知するとともに佐渡市議会ホームページに公表するものとする。

(募集方法)

第7条 市議会モニターは、公募とする。

(委嘱)

第8条 市議会モニターは、公募者のうちから議長が委嘱する。

- 2 議長は、前項の規定による市議会モニターの委嘱に当っては、市議会モニターの年齢、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮するものとする。

(解嘱)

第9条 市議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該市議会モニターを解嘱できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 第5条に規定する職務を履行しないとき。
- (3) 辞任の申し出があったとき。
- (4) その他議長が必要と認めるとき。

(任期)

第10条 市議会モニターの任期は、委嘱した日から当該日が属する年度の3

月 31 日までとする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市議会モニターは、再任することができる。

(報酬等)

第 11 条 市議会モニターは無償とする。ただし、第 5 条第 4 号に規定する会議に出席するときは、一般職職員の例に準じて車賃を支給することができる。

(調整中)

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

佐渡市議会申合せ事項 修正案(追加)

9 常任委員会及び特別委員会に関する事項

(8) 反問権について

委員会における反問とは、市長又は行政委員会の長が、委員の意見に対し
て、趣旨、根拠又は考え方を確認するために問い合わせることを指すものとする。

- ① 市長等は、委員長の許可を受けてから、委員の質問に対して反問できる
るものとする。

※ 委員の質疑に対する『聞き直し』は、反問には含めないが、委員長
の裁量で許可できるものとする。

10 一般質問に関する事項

(14) 反問権について

一般質問における反問とは、市長又は行政委員会の長が、議員の質問に対
して、趣旨、根拠又は考え方を確認するため問い合わせることを指すものとする。

- ① 市長等は、議長の許可を受けてから、議員の質問に対して反問できる
ものとする。
- ② 市長等の反問に対する議員の発言は、質問時間に含めないものとする。
(時計を止める)

佐渡市議会申合せ事項 修正案（追加）

9 常任委員会及び特別委員会に関する事項

（(4)～(6)を次のとおり差替え）

(4) 委員会の報告書（会規第109条関係）

委員会の報告書は、委員会審査が終了したときに、委員長から議長に提出する文書である。

- ① 各委員会の結果を議員に周知するため、委員会の報告書（会規第109条）は、最終日の前日に、その写しを文書連絡箱に投入するものとする。

(5) 委員長の報告（会規第39条関係）

委員長の報告は、委員会で審査した案件が本会議で議題となったときに、委員長が、当該審査経過と結果を報告するものである。

- ① 委員会は委員長報告の内容を委員長に一任し、委員長は、自らの責において当該原稿を作成するものとする。
- ② 事務局は、委員長報告の原稿作成に資するため、委員会審査終了後2日以内に、委員会記録（速報版）を委員長へ提供するものとする。
- ③ 委員長は、事務局が提供する委員会記録（速報版）を要約して、委員長報告の原稿を作成するものとする。要約は、会議規則第39条第4項（委員長報告には、自己の意見を加えてはならない）を踏まえて、できる限り客観的に行うものとする。
- ④ 委員長報告の原稿は、当初予算・決算、特別委員会にかかる報告は2,000文字以内、それ以外の報告は1,000文字以内を目途にまとめるものとする。

なお、当該内容は、議案に対する審査経過と結果にとどめ、当面の間、所管事務調査については報告しないものとする。

- ⑤ 委員会の審査状況の把握のため委員長報告の原稿は、最終日の前日に共有し、質疑通告を受付けるものとする。

⑥ 委員長報告に対する質疑は、経過と結果に対する疑義に留め、委員の意見及び本案に対する質疑は行わないものとする。

(6) 委員会の附帯決議案

- ① 委員長は、委員会の採決に先立ち、委員会に附帯決議案を付す意向を確認し、当該案文を示して、調整するものとする。なお、当該附帯決議案は、委員会が全会一致に至ったものに限り、発議するものとする。
- ② 附帯決議案は、最終日の前日に文書連絡箱に投入し、質疑・討論の通告を受付けるものとする。

